

令和7年度(2025年度)利用者負担額(保育料等)の決定について

◆利用者負担額(保育料等)の算定について

利用者負担額は、両親の市民税所得割額の合計により決定します。(児童やその保護者を、他親族が税や健康保険の扶養としていた場合、もしくは実質的な家計の主宰者である場合は、その親族分の税額を合算して算定を行います。)

	4月分～8月分	9月分～3月分
算定根拠	令和6年度(2024年度)市民税所得割額 (2023年1月～12月の所得にかかるもの)	令和7年度(2025年度)市民税所得割額 (2024年1月～12月の所得にかかるもの)

※利用者負担額の算定に用いる市民税所得割額は、調整控除を除く税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を考慮しません。

※上記の利用者負担額の他に、施設によっては教材費や給食費・通園バス代等の実費徴収や上乗せ徴収がかかる場合があります。そのほかの費用については、各施設にお問い合わせください。

※家庭の状況に変化があった場合(婚姻、離婚、障害者手帳の取得等)、それに伴って利用者負担額が変更になる可能性があります。該当する場合は、幼児保育課へ御相談ください。

※利用者負担額を滞納した場合は、差し押さえなどの滞納処分の対象となりますので、御注意ください。

令和7年度(2025年度)
口座振替日
(つくば市徴収の場合)

月	振替日	月	振替日	月	振替日
4月分	5/2	8月分	9/2	12月分	1/7
5月分	6/2	9月分	10/2	1月分	2/2
6月分	7/2	10月分	11/4	2月分	3/2
7月分	8/4	11月分	12/2	3月分	3/30

※認定こども園、小規模保育事業は、施設で直接徴収のため、振替日は施設によって異なります。

◆多子世帯への軽減について

保育所等を利用する場合の利用者負担額(保育料等)は、最年長の児童から順にきょうだい数に応じて2人目は半額、3人目以降は無料となります。

【問合せ先】つくば市 幼児保育課 入所入園係
TEL 029-883-1111 (内線 1623)